

令和 7 年度第 1 回
小金井市介護保険運営協議会
(地域密着型サービスの運営に関する専門委員会)
会議録

と き 令和 7 年 8 月 2 5 日 (月)

ところ 小金井市役所第二庁舎 8 階 8 0 1 会議室

令和7年度第1回小金井市介護保険運営協議会
(地域密着型サービスの運営に関する専門委員会)

日 時 令和7年8月25日(月)

場 所 小金井市役所第二庁舎8階801会議室

出席者 <委 員>

酒 井 利 高	鈴 木 治 実
佐 野 二 朗	貞 包 秀 浩
榎 本 光 宏	柏 瀬 容 子
加 藤 弘 子	安 岡 圭 子

<保険者>

松 井 介 護 福 祉 課 長
西 澤 介 護 保 険 係 長
山 下 介 護 保 険 係 主 任

傍聴者 1名

議 題 (1) 総合事業に係る事業所の指定について(報告)
(2) 市外地域密着型サービス事業所の指定について(報告)
(3) 市内地域密着型サービス事業所の指定について(報告・協議)

開 会 午前10時00分

(介護保険係長) それでは、定刻となりましたので始めさせていただきますと思います。

開会に当たりまして、事務局より2点事務連絡をさせていただきます。1点目、会議録の作成につきまして、事務局によるICレコーダーの録音方式となっておりますので、お手数ですが、御自身のお名前を先におっしゃってから御発言をお願いいたします。2点目、事務局の職員体制に一部変更がございましたので、御紹介させていただきますと思います。

4月に猿渡主任が異動となりまして、新しく山下主任が配属となりましたので、山下より一言挨拶させていただきますと思います。

(介護保険係主任) 皆さん、おはようございます。この4月に介護福祉課に参りました山下といいます。前の部署はごみ対策課のほうにいまして、福祉部門が初めてで来たので、まだ勉強の途中ではございますが、今後ともよろしくをお願いいたします。

(介護保険係長) よろしくをお願いいたします。事務連絡は以上となります。

それでは、酒井委員、よろしくをお願いいたします。

(酒井委員長) おはようございます。何人かの方は、先週、同じ場所で同じ時間に介護保険の計画のほうの第1回をやったんですけれども、今日は地域密着型のことについての委員会を始めたいと思います。

それでは、ただいまより小金井市介護保険運営協議会、令和7年度第1回地域密着型サービスの運営に関する専門委員会を開催いたします。それでは、初めに事務局より資料説明等をお願いいたします。

(介護保険係長) 介護保険係長です。本日の資料は次第に記載しましたとおり、事前に送付させていただきました資料1-1から資料3までの4点となっております。お手元に御不足ございましたらお申しつけください。

以上となります。

(酒井委員長) 今日は、今、委員の柏瀬さんがまだ御不在ですけれども、一応出席される予定だということですね。ということで、全員で始めたいと思います。

それでは、会議録の確認。

(介護保険係長) 会議録の確認になります。2月に開催したのち、メールを

皆様に送らせていただいております。

（酒井委員長）見ておられますかね。特に修正等はないですかね。じゃ、それで確定ということでお願いします。

（介護保険係長）ありがとうございます。

（酒井委員長）では、議事録については、確定をさせよう。

それでは、議題のまず1番です。総合事業に係る事業所の指定についてということで、これは報告になりますが、こちら、事務局のほうからお願いいたします。

（介護保険係長）介護保険係長です。それでは、総合事業に係る指定事業所の指定について御報告いたします。

資料1-1、資料1-2を御覧ください。資料1-1は総合事業の訪問型サービス、資料1-2は通所型サービスを実施する事業所の一覧になっております。

本市の総合事業は、要支援1または要支援2の認定を受けた方、もしくは基本チェックリストの実施によってサービスが必要と認められた事業対象者が利用できるものとなっております。この中でも、訪問介護及び通所介護についてそれぞれ表の右上にありますとおり、現行相当サービスと市基準サービスに分かれておりまして、このうち現行相当サービスは以前の制度の介護予防の訪問介護や通所介護と同水準のサービス内容となっており、一方で、市基準サービスは現行相当サービスよりも緩和した市独自基準のサービス内容となっております。

総合事業に係る事業所の指定につきましては、市が指定を行っておりまして、令和7年8月1日現在の最新の指定状況が資料1-1及び資料1-2のとおりとなっております。

資料1-1の訪問介護の事業所のうち市内事業所の数は、市基準サービスが15か所、現行相当サービスが18か所となっております。また、めくっていただきまして、資料1-2の通所介護の事業所のうち市内事業所の数は、市基準サービスが22か所、現行相当サービスが23か所となっており、前回報告しました令和7年2月1日時点の状況から大きく増減はございませんが、以上の内容で報告とさせていただきます。

以上となります。

(酒井委員長) ありがとうございます。総合事業で展開する事業所の関係ですけれども、特に大きな変更はないということで、2月でしたっけ、前回の委員会は。

(介護保険係長) はい。前回、2月と比べまして、数はそこまで変わりません。

(酒井委員長) 訪問型があれですね、1か所増えているんですね。

(介護保険係長) 大きく増減はないとはいっても、増えたところもございまして、酒井委員長が今おっしゃられたとおり、資料1-1の訪問型サービスのところでは、左側にある番号で言うと6番、圏域で言うと「きた」のところの6番で株式会社アンビス、事業所名、医心館訪問介護ステーション東小金井というところが、4月1日で新しく加わったところとなっております。こちらは同様に、訪問型サービスだけではなくて、訪問介護のほうも実施されております。別途、東京都から指定を受けているという状況でございます。

(酒井委員長) あと、通所型も1か所増えた。いや、増えていないか。

(介護保険係長) そうですね、変わりがないという状況ですね。

(酒井委員長) 分かりました。これは、一応、報告事項ということですので、確認ということでよろしいですか。

それでは、2番目の案件です。市外地域密着型サービス事業の指定ということで、資料2のほうをよろしく願いいたします。じゃ、事務局のほうから。

(介護保険係長) 介護保険係長です。それでは、議題(2)市外の地域密着型サービス事業所の指定について報告いたします。

資料2を御覧ください。地域密着型サービスについては、小金井市民が他市の事業所を利用する場合、小金井市の指定が必要となります。また、介護保険法の規定によりまして地域密着型サービスの指定有効期間は6年となっております。

指定更新を行った事業所について御報告いたします。地域密着型通所介護が1事業所となっております。資料は1ページから2ページ目になっております。指定更新に当たりまして、いずれも申請書類の書面審査を行いました。人員基準等の問題はなく、運営状況についても、大きな事故や目立った苦情等の報告は来ていないことを当該自治体のほうにも確認しておるとこ

ろです。

説明は以上となります。

(酒井委員長) ありがとうございます。これは三鷹市の井口、小金井市のすぐ近くですね、東隣ですけれども。皆様のほうから何か御質問、御意見等ございますでしょうかね。一応、三鷹市のほうでは、もう指定をしているということでございますので。

ここはリハビリを専門にやっていて、午前と午後で二部制といいますかね。そういう形でそれぞれ定員10人でやっていらっしゃるということで、CGTと言うんですか、包括的高齢者運動トレーニングというものを取り入れているという。電話でどんなことをやっているのか聞いてみたんですけども、常時、理学療法士、PTの常駐はされているということをおっしゃっていましたね。そういう意味では、雰囲気的にはきちっとやっていらっしゃるステーションというイメージでございましたけれども、主には多摩地区で三鷹とか武蔵野とかでやっているみたいですね。

じゃ、この2番目の案件については、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

続きましては、市内の地域密着型事業所の指定ということで、資料3の関係でございます。じゃ、事務局、よろしくお願いいたします。

(介護保険係長) それでは、議題(3)市内地域密着型サービス事業所の指定について、資料3を御覧ください。まず、指定更新を行った事業所について御報告いたします。

1つ目の事業所は、こころデイサービス武蔵小金井で、ページは1ページ、2ページになっております。サービス種別は地域密着型通所介護で、利用定員は10人となっております。指定更新に当たりまして、事業所の指導検査を実施しましたが、軽微な指摘事項がございましたが、改善報告書も御提出いただきまして、その結果、今後適正な運営が継続できると判断し、指定更新の手続を行ったところです。

2つ目の事業所は、グループホームのがわで、ページは3ページ、4ページになっております。サービス種別は認知症対応型共同生活介護で、利用定員は18人となっております。指定更新に当たりまして、事業所の指導検査をこちらも実施したところですが、こちらも軽微な指摘事項がございました

が、改善報告も御提出いただきまして、今後適正な運営が継続できると判断し、指定更新の手続を行ったところになります。

続きまして、新規指定を行う事業所についてになります。こちらについては協議事項となっておりますので、新規指定の御承認をいただきたく、御審議のほうをお願いしたいと思っております。対象は地域密着型通所介護で、1事業所となっております。施設名は、エイジレス介護センターで、ページは5ページから12ページになります。サービス種別は地域密着型通所介護で、開設日は令和7年4月1日、所在地は小金井市貫井北町3丁目、利用定員は18人となっております。

本来、指定更新に当たりましては、本委員会で事前承認が必要となりますが、この後御説明いたします事情によりまして、事前にお諮りする時期がございませんでしたため、3月に酒井委員長に事前に本件を報告しまして、本委員会には事後報告を行い、事後承認ということで得ることとさせていただいたものとなっております。

それでは、経過について御説明いたします。

本事業所は、もともと定員28人の通所介護、東京都の指定になります。こちらの事業を平成17年から実施しておりましたが、事業所の老朽化に伴う建て替えのため、隣接した土地に定員20人規模の代替の事業所を建設することといたしました。それによって、4月から代替施設で通所介護を継続する予定でありましたが、建設した代替施設が、通所介護として求められる定員19人以上の必要面積の確保ができないことが東京都の検査によって判明し、そのため一時的に定員18人の地域密着型通所介護へ移行したのとなっております。

なお、当該事業所の通所介護の利用者は20人未満でしたため、地域密着型通所介護のほうに移行した後も日々の利用数では定員以下となりまして、利用者は継続してサービスを利用できております。建て替え完了が令和8年1月を目指しておりまして、そこで再度、東京都指定の通所介護事業所として指定を受ける予定となっております。

以上が経過となります。

今回の地域密着型通所介護として市が指定するに際しまして、3月に指定申請書類の審査及び現地確認のほうも行いましたが、特段大きな問題はなく、

人員基準、設備基準を満たしていることを確認しております。また、事業所の運営主体であります有限会社エイジレス・ライフについては、これまで通所介護事業所等運営しておりますが、運営上、特段問題はなく、目立った苦情も来ていない状況となっております。

説明は以上となります。

(酒井委員長) ありがとうございます。それでは、ちょっと、じゃ、2つに分けて、指定更新のほうと、今のエイジレス介護センターの新規指定とで分けて議論したいと思います。

まず、確認事項としての指定更新のほう、こころデイサービス武蔵小金井とグループホームのがわ、この2事業所に関してはいかがでしょうか。これもデイサービス等なんですけど、定員10人で何かお泊り事業もやっていらっしゃるということですね。それで、これもちょっと電話でいろいろ聞いたんですけど、本当に5名受け入れているスタッフの形で、あと費用面ですね、介護保険外サービスに多分なるだろうと思いましたが、そうしたら、5名については、やっぱり職員の体制の問題があるけれども、この中に常時5名いらっしゃるわけじゃないので、要請があれば対応するということと、あと、お金に関しては2,000円と言っていました。前は1,500円で、今は1泊2,000円に対応していますと。介護保険外サービスで2,000円、実費2,000円で1泊というのは普通に考えると安いんですよね。介護保険のショートステイでやって、自己負担が大体1,000円ちょっとぐらいかな、そういうふうに考えると非常に安いんですけども、採算成り立つんですかみたいな話もしましたが、頑張っているということですね。

ただ、やはり基本は多くの方がショートステイを使われたりしているんですけど、やっぱり通所しているところでやってくれるならばという安心感があるようですから、一定の利用者数はあるそうです。そんな形でございました。

では、この指定更新のほうはどうでしょうか、皆様のほうから、ほかにはいいですか。それでは、これは確認をしたということにしたいと思います。

それでは、今、事務局のほうから説明がありました新規指定のエイジレス介護センター、ちょっとこちらのほうについてやりたいと思います。先ほど何か報告があったように、建て替えに関する特殊事情で、こういう形で、

今回新規の指定申請があったということですので、同じ事業所関係の方って何かありますか。鈴木さん。

（鈴木委員）鈴木です。今回、地域密着型新規申請の受付ということで、あれなんですが、根本的には、今新規の地域密着型通所介護の事業所というのは、例えば、事業を開始したいといった場合に、市のスタンスとしては、受入れをしている状況ですか。

（介護保険係長）介護保険係長です。地域密着型通所介護については、新しく指定に当たっての制限というものは、現状設けてはございません。

（鈴木委員）ありがとうございます。

（酒井委員長）そうすると申請があつて、要件を満たせば、そこへ、例えば市内のあれですよ、需要とバランスとかはあまり今のところは考慮しないで、申請があれば認めているというスタンスですか。

（介護保険係長）おっしゃるとおりで、現状でいえば、不足しているというわけでもなく、過剰になっているという状況でもないというところでもあるのかなと思っておりますので、そういった意味では制限をかけていないというところではあります。

（酒井委員長）今のところ小金井では、通所系の事業所で事業が成り立たなくて畳んじやったとか、そういうデータはそんなにはないの。

通所系の事業で、例えば定員になかなか満たなくて、事業が成り立たないとか、経営が苦しいとか、そういうのでちょっと困惑されているとか、だから事業をやめちゃったとか、そういう事業所というのは、そんなに目立つほどではない状況ですか。

（介護保険係長）介護保険係長です。各通所介護事業所の稼働状況は、事業所によって稼働状況は異なるのですが、目立ってすごい少ないというところがあるわけではないかなというふうには認識しております。

（酒井委員長）そうすると、先ほど鈴木委員さんがおっしゃったように、いずれはその辺は、指定権限が市にありますので、その辺の需給バランスとか、将来見通し含めて、多角的に検討しながら判断していくと、そういうのが、意見を言うのはここで、委員会ですので、そういうところでもそういうスタンスがいずれは求められてくるということですかね。

どうぞ、加藤委員。

（加藤委員）加藤です。今の意見につながるのですが、利用者の方からすると、選択肢があるというのはありがたいことですよね。でも経営から考えると、やっぱり市から考えると、そういう調整というのも大切ということですかね。

（酒井委員長）特にやっぱり地域密着型ですので、小金井市民の利便性とか、または小金井市民にとって必要なサービスといいますかが展開されているとか、そういうことも含めて考えていかなきゃいけないんでしょうけどね。

（加藤委員）よりよいところは、皆さん集中するかもしれないし、やっぱりサービスを選べるようになると、空いたところがないとどこでも取りあえずということがあるかもしれないけれど、選べるというのはいいかなというふうに思ったのですが、そういうのでね、閉鎖しなくちゃいけないのもちょっと困るかなと思います。

（酒井委員長）そうなんです。閉鎖とかになると、事業所も大変だけど、利用されている方もね。

（加藤委員）現在の方もということですね。

（酒井委員長）そう。そこでいろんないい良好な関係ができていたりしますよね。環境が変わるということは結構大変でしょうから。

ほかにはいかがでしょうかね。貞包委員。

（貞包委員）貞包ですけれども、エイジレス介護センターは、何かお聞きすると、以前やっておられたみたいな。こういう場合、ここで見ると新規指定となっていますけれども、何か事業の継続とか、一部変更とか、そういう手続では、これはできないんですか、こういう場合は。新規になっちゃうんですか。

（酒井委員長）じゃ、これ、事務局のほうから説明を。

（介護保険係長）介護サービスには、事業の種類が複数ございます。通所介護においても、東京都が指定する通所介護と呼ばれるものもあれば、地域密着型通所介護ということで、小金井市民が利用するための地域に密着したものという位置づけのサービスがございます。こちらは小金井市が指定するものとなっております。このため通所介護で東京都から指定を受けたとしても、地域密着型通所介護では、小金井市で新規の指定を受ける必要がございます。

（貞包委員）以前は通所だったんですか。

(介護保険係長) はい、以前は通所を。

(酒井委員長) 定員が28なんですね。19下回ると地域密着型。

(貞包委員) カテゴリーがちょっと違いますよね。

(酒井委員長) そうです、カテゴリーが変わりますね。

(貞包委員) 分かりました。

(酒井委員長) それで、一応来年の1月、あと半年ぐらいで、多分そうすると、また新しく指定の申請が出るということですね。

(介護保険係長) 介護保険係長です。その場合、逆に地域密着型通所介護ではなくなり、通所介護のほうに変わることになります。

(酒井委員長) 通常の通所介護にね。

ほかに御質問等ございませんか。よろしいですかね。

それでは、これについては、一応、新規指定ということですので、皆さんから決を採りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

(酒井委員長) ありがとうございます。じゃ、指定決定でございます。

これで、あとはいいの。

(介護保険係長) 本日の議事は以上となります。

(酒井委員長) 少しお時間もありますので、何か介護保険絡みのこととか、小金井市の福祉の関係のこととか、そういうのが何かあれば、自由闊達に。柏瀬さん。

(柏瀬委員) 柏瀬です。気になることは、高齢者が通所でしたらいいんですけど、泊まりを要するようなグループホームさんとかの場合、よくニュースで、その中で暴力行為を受けたりとか、セクハラがあったとかという記事を見たり、ニュースがあつたりするとときどきして嫌だなと思うんですけど、防ぐために何かできないかなという気がします。市として、何かその点、考えていらっしゃいますか。

(酒井委員長) じゃ、事務局のほうから。主に入所系ですよ。

(柏瀬委員) はい、入所系。

(酒井委員長) お泊まりが伴う施設のね。どうですか。

(介護福祉課長) 介護福祉課長です。入所施設の場合、具体的に市のほうか

ら立ち入るのは、事故があったときとか虐待のおそれがあったといったときに保険者として立入検査をさせていただくということができることになっています。

ちなみに入所施設の場合、介護保険のルール上で、いわゆる虐待や身体拘束に関する委員会の設置とかということが義務づけられておりまして、必ず東京都でも指定更新の際や指導の際に定期的にきちんとなされているか、従業員研修がきちんとなされているかということをチェックしています。

また、通所施設や訪問介護などにも同じようにそういった研修の義務や、必要な委員会の設置が義務づけられていますが、地域密着型の場合、私どももそういったことがちゃんとなされているかどうかということはチェックしております。

最も大事なものは、事業所で高齢者の権利をきちんと守って、心温まる介護をしていただくということですが、人と人との関係ですので、定めがあるものは、自治体として管理し、そして、私たち保険者が介護事業所の皆様と顔の見える関係でいて、その事業所さんの中で、いい雰囲気ですべてが行われているという感触を得るということも大事だと私たちは思っています。一つ一つやれることを丁寧にとは思っておりますが、お答えになっていけば幸いです。

（酒井委員長）あと、第三者評価が義務づけもされています。グループホームは、毎年。

（榎本委員）榎本です。私どもで運営させていただいているのは特別養護老人ホームなんですけれども、そちらは東京都のほうで毎年、基本的には必須という形に特養はなっているんですけれども、補助金を東京都のほうでつけて、その分を受けてくださいなというような、逆に受けないとその補助金をもらえないみたいな、そういうシステムが特別養護老人ホームについてはございます。

訪問介護とか通所介護なんかについては、各自治体で受審費用が当然かかるんですけれども、小金井市さんなんかですと、3分の2の助成をしていただくといいふうなシステムがあって、我々もすごい毎年使わせていただいているんですけれども、すごくありがたくて、そういう形で外部の東京都の研修というかを受講された方が入られて、確認して、ここは本当にすばらしい

ですねというふうに言っていただくと、職員もやる気が出るし、ここはもう少し頑張ったらいいですよみたいなところも御指摘いただいて、それが、なかなか一般の方の目に触れにくいんですけど、一応、東京都のサイトに出ているんですよね。そういったものを御覧になっていただいて、職員のほうにも、こういうのを受けたから、みんな見てねみたいなことを言ったりとか、あとは逆に、サービスを利用されたい方もそういうのを御覧いただいて、選択の一助にさせていただくみたいなことが目的とされているんですけど、なかなかそれが、告知がなかなかし切れていないというのが多分制度的なところもあるんでしょうけれども、事業所側でも受けました、ここに載っていますみたいなものをできるだけ発信するようにはしているんですね。

（加藤委員）何かシール貼ってませんか。

（榎本委員）あります。受けましたシールみたいなものだったりとか。

（酒井委員長）そうですね、福祉ナビで目にいたしますけれども。

（榎本委員）そうですね。やっぱり受けて、それだけにならないように、そういう努力は事業所側も必要でしょうし、足りているかどうかは分かりませんが、すごくありがたい試みです。なるべく事業者の手間にならないようにみたいな感じで考えていただいてやっていただいているという認識もあるかなと、最近は特にそうかなというところもありますけど。

職員の側というところでは、先ほど課長もおっしゃられたように、やっぱり施設の雰囲気だったりとか、そういったものの醸成ってすごく大切なことというふうに思っていて、我々の施設でもやっぱり問題が全くないというわけではないのかなというふうには、自己評価として思っていますけれども、それは多分どちらもそうだろうなと思いますけれども、そこを一個一個、問題になる前にか、もしくは問題が顕在化するときに潰していくというふうなことをとにかく愚直にやっていくしか多分ないんだろうなと。本当にこれだけ介護施設が増えますと、いろんなところからマンパワーを獲得しないと事業そのものが回らないというふうなことはございますので、そこをどういうふうに教育していくか、なかなか追いつかない部分もありますけれども、やれるところをとにかくやるというところになるのかなというふうに思いますし、何か問題が起きたときは、小金井市の皆様と本当に顔の見える関係と先ほどおっしゃいましたけれども、やはり何かあったときに、御相談、御報告

ができる、市のほうからもうこういうふうにしてほしいんだよというふうなところをおっしゃっていただけるような、市民の方に安心して使っていただけるような、そういうサービスが100%できているかというのは分からないですけれども、これからもそういうことができたらいいなというふうには思っていますね。

（酒井委員長）あれですか、高齢者のそういう入所系を中心にした介護事業に関しては、虐待防止委員会というのは設置は義務ですよ。

（榎本委員）そうです。

（酒井委員長）これ、障害者のほうもね。防止委員会というのを開いて、きっちりちゃんとチェックするというのは、義務づけされているんですね。だから研修もちゃんとやりなさいということもありますし、あとヒヤリ・ハットじゃないけれども、いろんなそういう問題になりそうなケースについてはチェックするという形で、一応、事業所内部の組織上の関係としては、以前よりはそういうことが義務づけられて、きちっとはしてきていると思いますね。それでもというやつですよ。そうなんですよ。人と人との関係だから、なかなか難しいところがあるのかもしれないけど。どうぞ。

（加藤委員）加藤です。障害の事業所をやっているんですけど、カメラの営業が最近いっぱい入ってくるんです。以前、すごく高い感じがしたんですけど、今、何か割安であって、何年か使えばその器具差し上げますみたいなのがいっぱい来ているんですけど、そういうカメラの設置とかは考えたことはないですか。

（榎本委員）榎本なんですけど、施設のほうでは考えてはいるんですけども、やっぱりWi-Fiであったり、そういった設備の設営というところもあるので、なかなか取組がすぐ実現するという段階ではないんですけど、準備は整えてきています。

（加藤委員）ハード面はもちろんなんですけど、そこの利用者さんとか職員さんとかから御意見とかはどんな、反対とか賛成とかあるのでしょうか。

（榎本委員）反対、賛成というというよりも、事故が何か起こったときに記録として残したいというのもあるんですが、どちらかというと抑止効果のほうを期待して設置したいというところですね。

（酒井委員長）ただ、そういうカメラの設置って、多分、賛否両方あるんで

しょうね。その意味では、法人さんなり事業所さんのポリシーというか、そこでそういう機械を積極的に使うのかどうしようかというのは、やっぱり監視という問題になっちゃうから、その辺の評価が難しいかなと思いますね。

（加藤委員）抑止力はもちろん、何かあったときに。訴えられたりするじゃないですか、家族の方だったりに。でも、この状況では、やっぱりこうして止めるしかなかったねとかという、守るためにもなるよというのものもあるのかなというので、でも賛否両論あって難しい。

（酒井委員長）それは難しい。監視とか見守りという、例えば、僕なんかも知り合いで、親が遠距離にいて、部屋にカメラをつけていてスマホでチェックができるんです、東京にいる娘がね。それで常時見れる。それはもう親子だけの完璧なプライベートな空間の問題ですけれども、それが例えば、大きな事業所でやっていたりすると、そこはいろいろ評価があるのかもしれないですね。

（佐野委員）でも何となく、虐待だけじゃなくてというのはやっぱりマンパワー不足を補うツールでカメラの導入を考えて。

（酒井委員長）そういうやつだね、見守りをしながらね。それで、余分な経費、人件費ですよ。

（佐野委員）そうですね。

（酒井委員長）少しそういうのがありますね。その辺については、例えば鈴木委員さんなんかは。

（鈴木委員）佐野委員の施設と同じなんですけど、いろんなカメラをつけることによって、もちろん虐待的な、そういったケアの質を担保するといった面、あとは今おっしゃったように、人材、カメラをつけることによって本当に今行くべきか行かないべきか、そういったところによって職員の労力を軽減する側面、あとは、職員が自分自身を守る、加藤先生がさっきおっしゃっていましたが、何かあったときに自分自身を守るという側面で、いろんな側面があるんですが、当法人の施設としては、カメラを設置するというのとは一定の職員も含めて理解はあるところなんですけど、大本の施設の老朽化といったところもありまして、一概にカメラだけをつけて、それでいいのかという今問題が出ていますので、今のところ設置するといったところには至っていないんですが、カメラの有効性というのは、我々も職員の中でも一致した

必要性というのは認識しているところです。

（酒井委員長）どうぞ。

（榎本委員）先ほどおっしゃられた個人でカメラを置きたいんだよという方は、当施設では今のところお申出いただいている方はないんですけれども、別に全然、どうぞどうぞという感じですよ。やっぱりツールはあるので、ベッドのところに御家族が設置されて、御家族が、今幼稚園とか保育園とかでも見えるところがありますよね。園庭をずっと映していますみたいな、ホームページで見られますみたいなのがあったりするので、それをプライベートなところでおやりになられる分には、そこは逆にそういったものがあるほうが職員がぴりっとするというところはあるんだろうなというふうに思います。特に入所施設は、どうしてもクローズされた空間になってしまいますので、そこをいかにオープンにしていくなというようにことが求められるんだろうなというふうには思いました。

（酒井委員長）それはやっぱり特別養護老人ホームの個室だからできちゃうみたいな、多床室だったら。

（榎本委員）ベッド周りぐらいが映る分にはいいですけど、ほかの方のところが映っちゃうとなると、なかなか、ちょっとそこまで想定したことなかったんですけれども、そうですね。だから、本当にベッド周りを御覧になれたいときに見ていただくという形であれば、当施設では御希望があれば、特にお断りするという事はないだろうなというふうに思いますけれども、個人でずっと、例えば食堂を見たいですという方がいらっしゃったときに、面会に来ていただく分にはそれはもう全然構わず、そのデータをずっと持っておきたいみたいな話になるとちょっと話が変わってきちゃうかなという気はします。すごく難しいところではありますね、確かに。御利用者さんが100名様からいらっしゃるので、そのプライバシーを、プライバシーの保持をどうするかというところは難しいところではありますね。

（貞包委員）そういう場合には、一斉に個人の部屋に機械的にだ一っつけますよといった場合に、法律上の問題というものはあまり出てこないんですよ。そもそもそんなこといいのかな。

（榎本委員）こちらで安全のためにつけますというところで、何か駄目ですよというふうになるものというのは、あまりないのかなというふうには思いま

す。

（酒井委員長）あとはやっぱり了解を取るぐらいでしょうかね。

（貞包委員）いや、誰かが私は嫌だといって裁判を起こしたときに、いやいやとそういう話なんですが。

（榎本委員）そうですね、ちょっと、今、事例として、勉強不足で申し訳ないですけど、そういったものがあるという話は今のところ聞いたことないですけれども、施設側がということであるとやっぱりすごくセンシティブな問題になるんだろうなと。逆に新しい施設さんなんかでは、もうこうなっていますみたいな形でやっておられるところがほぼほぼかなという気はしますね。もちろん利用者さんと御家族が自分のエリア、プライベートのエリアをつけたいというところについては、もうそれはもう御自由にというふうに思いますし。

（貞包委員）そうですね、恐らく。一斉に何か誰かがということになるとやっぱり気になる人いますよね、恐らくね。

（榎本委員）そうですね。本当に入所施設のその辺が難しさなのかもしれないですね。

（貞包委員）誰が見ているか分からない。

（榎本委員）そうですね、本当にこういうことにしか画像データは使いませんよみたいな形で御理解いただくということになるんでしょうかね。

私どもの施設でもW i - F i の話がありましたけれども、何年か前にW i - F i を全部つけて、ベッドの上での御様子を見守ることができるシステムみたいなものを入れたんですね。要するに横になっていらっしゃって、脈拍だったりとか、呼吸だったりとかそういったものがスタッフルームで分かるような形になっているんですけど、そのときに、画像はどうでしょうみたいな話が業者さんからあったんですよね。そのときは、検討の結果、画像はつけないという形にしたのは、我々のスタンスとしては、やはり御利用者様のところを監視みたいなことになってしまうのが、そのときにいた職員、また、もちろん施設の方針としては、それはそのタイミングではやらないと、こういうふうなことでありました。ちょっと今、検討の俎上に上がったかどうかというのは正直何とも言えないところではありますけれどもね。

新しい施設さんなんかはもう割かしついていらっしゃるようなところが

多かろうなというふうに思います。あと、よくあるパターンとして聞くのは、カメラが全部じゃなくて、何か取り外しができて、ちょっと転倒してしまわれそうな心配な方がベッドから立ち上がりました、すぐ行かないと駄目ですという方がやっぱりいらっしゃるんですよね。全部はなかなか防げないと思いますけれども、そういった方についてのみ付け替えるみたいなやり方が利くというような、やり方がおありになるような施設さんがおありになるというふうなことは、情報としては聞いたことがありますけれども、いろんないい機材は本当に増えてきていると思うので、それをどのように現場側が導入してよいケアに生かしていくのかなというところなんじゃないかなとは思っていますね。

（酒井委員長）あれですよ、たしか最近はどこかの高齢者施設で同じ部屋のお年寄り同士の事件がありましたね。そうすると、カメラが入っていれば事前に防げたか、そういう可能性もあったりしますから、確かにね。

プライバシーとそういう可視化、物事いろんなところで可視化していくから、そういう意味では、そういうアレルギーもだんだん減ってはいるんでしょうけど。なかなかふだんはちょっと議論できないような、いい話題の提供をありがとうございました。

ほかにはどうでしょうかね。よろしいですかね。

時間が早いようですけれども、委員会を終わりたいと思います。事務局さんのほうから何か。

（介護保険係長）次回のこちらの専門委員会の日程について御案内いたします。令和8年2月頃ということで予定しております。詳細は、また決まり次第、御連絡いたします。よろしくお願いいたします。

以上です。

（酒井委員長）どうもありがとうございました。それでは終わりたいと思います。どうもお疲れさまでございました。

閉 会 午前10時46分